

前橋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) <u>国又は他の地方公共団体</u>その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を<u>国又は他の地方公共団体</u>その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) <u>国又は他の地方公共団体</u>その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において<u>国又は当該地方公共団体</u>その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) <u>国又は他の地方公共団体</u>その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>(行政財産への準用)</u></p> <p><u>第4条の2 前条の規定は、行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合について準用する。</u></p>	<p>(普通財産の譲与又は減額譲渡)</p> <p>第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。</p> <p>(1) <u>他の地方公共団体</u>その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を<u>他の地方公共団体</u>その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。</p> <p>(2) <u>他の地方公共団体</u>その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において<u>当該地方公共団体</u>その他公共団体に譲渡するとき。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>(普通財産の無償貸付又は減額貸付)</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <p>(1) <u>他の地方公共団体</u>その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 省略</p>